

✈ 令和8年度秋田空港冬季旅行商品造成支援事業

事業の概要

秋田空港利用促進協議会

秋田空港の冬季利用促進を図るため、同空港を利用する旅行商品を造成する旅行会社に対して、送客実績に応じ、予算の範囲内で支援します(※)。また、活発な商品造成を支援するため、ツアーが催行中止になった場合においても、条件を満たす場合は広告費の支援を行います。

※修学旅行やスポーツ／文化大会への参加を目的とする旅行は対象外です

支援内容及び対象		要件	交付額									
秋田県内に宿泊する旅行商品	①冬季旅行商品 (秋田イン) 企画・プロモーション支援	(1)秋田空港の定期路線を片道以上利用すること (2)複数回(2回以上)催行すること (3)令和8年11月～令和9年2月に催行すること (4)令和9年2月末日までに実績を確認できること (5)県内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること	○羽田線 ○伊丹線	<table><tr><th>催行人数</th><th>交付額</th></tr><tr><td>20～49人</td><td>100,000円</td></tr><tr><td>50～99人</td><td>200,000円</td></tr><tr><td>100人以上</td><td>300,000円</td></tr></table>	催行人数	交付額	20～49人	100,000円	50～99人	200,000円	100人以上	300,000円
	催行人数	交付額										
	20～49人	100,000円										
50～99人	200,000円											
100人以上	300,000円											
	【①への加算】	上記①の商品について、航空機の乗継を行程に含む場合	一律5万円									
	②秋田内陸縦貫鉄道／由利高原鉄道車両貸切に対する支援	上記①の旅行商品に係る貸切料金であること	貸切料金の1／2に相当する額 (5万円上限)									
秋田空港を出発する商品	③冬季旅行商品 (秋田アウト) 企画・プロモーション支援	①の要件(1)～(4)までと同じ 秋田県から他県に送客するもの	一律10万円 羽田・伊丹線は20人以上 中部・丘珠・新千歳線は10人以上送客すること									
冬季催行中止時の 広告費支援	冬季旅行商品の 広告費支援 (①又は③に申請した旅行商品が、催行中止となった場合)	(1)当該旅行商品が催行中止(送客実績が0人)となっていること (2)自社媒体(HP、パンフレット等)以外の外部媒体による広告を利用していること (3)当該旅行商品に係る広告経費の支払実績を確認できること(媒体社発行の明細書や広告欄面積按分表等)	次の(ア)(イ)(ウ)のうち最も低い額とする。 ・広告宣伝費の実費(税抜き)の1/2に相当する額 ・①又は③の交付承認額の1/2に相当する額※ ・10万円									

手続き	旅行会社(事業者)	事務局
①申請	申請書の提出(様式第1号+行程表)	事業承認通知(様式第2号)
②実績報告	実績報告(様式第3号)又は広告費支援申請(様式第3号の2)+催行を証する書類等の提出	交付額の確定通知(様式第4号)
③請求	請求書の提出(様式第5号)	交付金の振込

お問い合わせ
申請先

秋田県観光文化スポーツ部 交通政策課

〒010-8572 秋田県秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階

TEL: 018-860-1282 FAX: 018-860-3880 Mail: koutsuuseisakuka@pref.akita.lg.jp